山ノ内町分譲地造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町の定住人口の増加に向け、良好な宅地の供給を促進するため、民間 事業者が実施する定住を目的とした分譲地の造成事業に対し、予算の範囲内において山ノ内町分 譲地造成支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 分譲地 山ノ内町内(以下「町内」という。)に新たに一戸建て住宅(店舗兼住宅等を含む。)(以下「住宅」という。)の用地を分譲することを目的として形成される1団の宅地であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - ア 1団で2区画以上、開発道路を設置する場合は、3区画以上あること。
 - イ 1区画あたりの面積が200平方メートル以上であること。
 - ウ 各区画が接する道路の有効幅員が4メートル以上であり、かつ建築基準法(昭和25年法律 第201号)第43条に規定されている接道要件を満たしていること。
 - エ 上水道及び公共下水道等に接続しているもの
 - オ 造成した分譲地において、住宅を建築する際に、建築基準法関係法令の基準に適合する規格であること。
 - (2) 分譲地造成 宅地以外の土地を分譲地にするため又は宅地において、切土、盛土、整地を 伴う土地の形質を変更し、分譲地にするもので、形質の変更に際し、関係する法令の基準に適 合するものをいう。
 - (3) 事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
 - (4) 開発道路 分譲地の区域内に整備する道路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内において、第三者に販売提供する目的で分譲地を造成する法人又は個人であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員又は山ノ内町暴力団排除条例(平成24年山ノ内町条例第22号)第2条第3号 に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。
 - (1) 分譲地造成を行う土地は、山ノ内町都市計画区域内であること。
 - (2) 分譲地が開発後において宅地以外かつ住宅を建築する以外の用途にならないこと。
 - (3) 補助事業者が町外に住所を有する個人又は町外に本店又は営業所を有する法人にあっては、 分譲地造成を別の業者に依頼すること。
 - (4) 補助事業者が分譲地造成を別の業者に依頼する場合、町内に本社を有し、かつ、山ノ内町建設工事入札参加資格の資格を有する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(同法別表第1に掲げる土木一式工事に限る。)を受けた法人であること。
 - (5) 交付決定の日が属する年度の末日までに事業が終了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、分譲地造成に係る経費のうち、用地取得費、設計費等を除く 工事施工の実費用とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次の各号に定める金額とする。
 - (1) 1区画あたりの補助金額は、100万円とする。
 - (2) 開発道路があるときは、1平方メートルあたり5,000円とする。なお、面積の小数点以下は切り捨てる。
 - (3) 1事業あたりの限度額は補助対象経費又は500万円のいずれか少ないほうとする。

(分譲地造成の抑制)

- **第7条** 次の各号に掲げる地域における分譲地造成は抑制するものとする。ただし、町長が支障がないと認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 上水道、簡易水道等の水源に影響を及ぼすおそれのある地域
 - (2) 河川の流下能力が不足している地域
 - (3) 災害の発生が想定される地域

- (4) 文化財及び史跡等、あるいは景観保全を特に必要とする地域
- (5) 保存を必要とする樹木の存する地域又は、樹林地
- (6) その他町長が特に必要と認める地域

(事業の仮認定)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の5月から11月の末日までの間に、事前に町と協議した上で、山ノ内町分譲地造成支援補助事業仮認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 現況写真
 - (2) 土地の公図の写し
 - (3) 分譲地造成の設計図書
 - ア 位置図
 - イ 平面図
 - ウ 縦断図
 - 工 横断図
 - 才 構造図
 - カー上下水道配管図
 - キ その他必要な書類
 - (4) 分譲地造成費用がわかるもの
 - (5) 分譲地造成の工程がわかるもの
 - (6) 誓約書(様式第2号)
 - (7) 隣接地権者の同意書(様式第3号)
 - (8) 宅地建物取引業免許の写し
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町分譲地造成支援補助事業仮認定(却下)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9条 前条第2項の規定により事業の仮認定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度で、分譲地造成に着手する前に、山ノ内町分譲地造成支援補助事業交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 農地にあっては農地転用許可証の写し

- (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町分譲地造成支援補助事業交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第10条 前条又は前2条の規定により交付の決定又は事業の仮認定を受けた者が、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、速やかに山ノ内町分譲地造成支援補助事業変更(取下げ)承認申請書(様式第7号)に町長が特に必要と認める書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付予定額を上回る変更の場合にあっては交付予定額の増額はしないものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山ノ内町分譲地造成支援 補助事業変更(取下げ)承認通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。 (事業の着手)
- 第11条 補助事業の着手は、第9条の規定による交付決定通知を受けた日から1か月以内に行わなければならない。なお、補助事業に着手するときは、速やかに山ノ内町分譲地造成支援補助事業着手届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から30日以内又は、補助金の交付の決定があった年度の3月末日までのいずれか早い日までに山ノ内町分譲地造成支援補助事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) しゅん工図
 - (2) 工事写真及び完成写真
 - (3) 土地の登記全部事項証明書の写し
 - (4) 分譲地造成工事契約書の写し
 - (5) 事業費の支出を証する書類
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当である と認めたときは、補助金の額を確定し、山ノ内町分譲地造成支援補助事業補助金の額の確定通知 書(様式第11号)により通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、山ノ内町分譲地 造成支援補助金請求書(様式第12号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (補助事業完了後の現況報告)
- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して3か年の年度の間、当該年度の末日までに山ノ内町分譲地造成支援補助事業完了後実績報告書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助事業完了の日から3年以内に、造成した区画の数の3分の1以上(小数点は切り捨てる。)の区画において、住宅建築の見込みがないとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- 2 町長は、前項各号の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、補助金の返還を免除し、又 は返還を猶予することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月16日から施行する。

(申請期限)

- 2 第8条に規定する事業の仮認定を申請できる期間は、令和7年11月30日までとする。 (失効)
- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金は、 第16条に規定する補助金の返還の対象とし、この告示失効後もなおその効力を有する。